

「北本市開発行為等の指導に関する要綱第 31 条関係」

公共施設及び公益施設等管理・用地基準

1 趣旨

この基準は、北本市開発行為等の指導に関する要綱（平成 15 年告示第 220 号）第 31 条の規定に基づき、開発行為等に係る公共施設及び公益施設等用に供する土地の整備及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 整備及び管理基準

- (1) 公共施設の帰属及び公益施設等の無償譲渡（寄附採納）等の用に供する土地は、市杭の埋設方法について協議を行い、工事完了検査までに設置すること。
- (2) ごみ集積所及び公園については、民の境界杭の上部を黄色に塗装して使用すること。やむを得ずプレートを使用する場合は、危険のないように設置すること。
- (3) 事業者は、公共施設及び公益施設等の用に供する土地を引き渡すときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める登記地目とすること。

ア 道路 公衆用道路

イ ごみ集積所 雑種地

ウ 公園 公園

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。